

沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）
 ○名護市が所在する北部圏域は、これまで、当該措置や沖縄振興事業、北部振興事業の実施により産業基盤が強化され、製造業、金融・情報通信関連産業等の経済金融活性化関連産業の振興、生活環境の整備による定住条件の整備が図られてきたところである。しかし、未だ他圏域と比較し経済基盤が弱く、所得水準も低い。北部地域の持続的な発展や県土の均衡ある発展に向けて、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」の企業の立地及び設備投資を促し、最終的に一人当たり市民所得の向上を目指す必要がある。

当該措置の政策体系における位置づけ
 ○【政策】10. 沖縄政策
 【施策】10. 沖縄振興に関する施策の推進

根拠条文：沖縄振興特別措置法第57条、第57条の2、第58条、租税特別措置法第37条の13、第41条の18の4、第42条の9、第45条、第60条
 創設年度：平成14年度
 ※県知事認定の仕組みの導入等、現行制度となったのは令和4年度
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：有】

② 現行制度の概要

- ①所得控除（40%控除）
 - ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用
 - ・県知事による所要の事業認定を受けた場合に適用
- ②投資税額控除
 - ・控除率：機械装置等15%、建物等8%※限度額あり、4年間繰越可
 - ・取得下限額：機械装置等50万円超、建物等500万円超
 - ・事業計画等について、県知事による所要の認定を受けた場合に適用
- ③特別償却
 - ・償却割合：機械装置等50%、建物等25%※限度額あり
 - ※取得下限額及び県知事による認定については②と同様
- ④エンジェル税制
 - ・県知事の指定を受けた中小企業の株式取得について適用
 - ・全国版のエンジェル税制と比して要件を緩和（例：設立10年以内（通常は設立後5年未満）、赤字要件無し等）
- ⑤地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除等

①、②、③は選択制

減収額	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	金額(百万円)上段：国税 下段：地方税	110 83	56 78	48 87	40 96	120 57	4,861 27

(出所) 国税：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)を基に内閣府にて計算 地方税：沖縄県提供資料

③ アクティビティ
 ○当該措置により、高付加価値な企業の誘致や立地した企業の事業拡大に向けた設備投資を促進し、当該企業の生産性向上を推進することにより、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした経済金融の活性化を図り、一人当たり市民所得の向上につなげる。事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、機動的に投資判断を行うことができる当該措置により投資を大きく後押しする。

④ アウトプット	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	件数 上段：国税 下段：地方税	7 23	6 27	10 26	6 30	8 25	6 20
	適用額(百万円)上段：国税 下段：地方税	138 83	149 78	148 87	108 96	172 57	21,038 45

(出所) 国税：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) 地方税：沖縄県提供資料

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○当該措置により投資に係る税負担を軽減することで、名護市への経済金融活性化関連産業の立地を促進するとともに、投資意欲を高める。
⑤ 短期アウトカム	<p>指標：当該措置適用設備投資額、経済金融活性化関連産業の新規立地企業数</p> <p>目標値：3.06億円、25社</p> <p>対象期間：令和4年度（1年間）</p>
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○設備投資による経済金融活性化関連産業の高度化及び事業規模拡大並びに新規立地企業の増加により、名護市全体の経済金融活性化関連産業の売上高が増加する。
⑥ 中期アウトカム	<p>指標：経済金融活性化関連産業の売上高</p> <p>目標値：543億円（令和5年度）</p> <p>対象期間：令和4年度及び令和5年度（2年間）</p>
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○経済金融活性化関連産業の売上高増加により、経済金融活性化関連産業の所得及び当該産業従事者の所得が向上し、名護市の一人当たり市民所得が増加する。
⑦ 長期アウトカム	<p>指標：一人当たり市民所得</p> <p>目標値：230万円（令和6年度）</p> <p>令和13年度に一人当たり市民所得291万円にすることとした場合の、令和6年度の一人当たり市民所得230万円を目標とする。</p> <p>※一人当たり市民所得291万円は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値（291万円）を基に、一定の条件の下試算したもの</p> <p>対象期間：令和4年度、令和5年度及び令和6年度（3年間）</p>

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
一人当たり市民所得	当該措置は、名護市の一人当たり市民所得の向上を長期アウトカムとするものであるため。 出所：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び沖縄県市町村民経済計算（沖縄県）
当該措置適用設備投資額及び付加価値額	短期・中期アウトカムに関連する指標であるため。 出所：沖縄県提供資料
経済金融活性化関連産業の売上高	中期アウトカムに関連する指標であるため。 出所：経済構造実態調査（経済産業省）、おきなわITセンサス（沖縄県）、経済センサス（総務省）を基に内閣府にて計算
経済金融活性化関連産業の新規立地企業数	同上 出所：経済金融活性化計画及び同実施状況報告書（沖縄県）

●分析手法：設備投資により、企業の生み出す付加価値がどの程度上昇し、経済金融活性化関連産業の売上高にどの程度寄与しているか、当該売上高の増加が一人当たり市民所得にどの程度影響しているかを分析する。

選定理由：当該措置は、最終的には名護市の一人当たり市民所得の向上を目指すものであるため。

○「点検の視点」②（「適用を受ける者（業種・企業規模）や適用額等の分布等の実態を明らかにすべき」）について
令和4年度から実施している沖縄県知事認定申請に基づく認定経済金融活性化措置実施計画の実施状況報告書から以下の点について実態把握を行った。

・適用者の傾向

▶令和6年度までに沖縄県知事認定を行った事業者の業種は、製造業を中心に、宿泊業、金融業となっているが、活用実績のない業種もある。また、資本金の規模では、金融業は数10億円超の規模であるが、製造業及び宿泊業については数100万円から10数億円となっており、大企業や特定の企業に偏重はない。

・取得資産の傾向

▶製造業者が多いことから、製造工場の新規取得、製造設備及び機械装置などの新規導入に際し当該措置が活用されており、一定のインセンティブがあると考えられる。投資額も数100万円から20億円規模になるものもあり、各事業者が措置実施計画を策定することにより、当該投資に対する付加価値や雇用の増加を予測して投資に関する経営判断を行っている。

○「点検の視点」③（租税特別措置が企業・個人の行動変容に結びついているか等、実態に基づき政策評価を定量的に検証すべき）について

【短期アウトカム】

長期アウトカムを達成するために必要な令和4年度の名護市の一人当たり市民所得213万円（※1）を踏まえ、目標指標として設備投資額3.06億円（※2）、新規立地企業数を25社（※3）としていたところ、令和4年度については設備投資額は2.97億円、新規立地企業数は15社であった。

（※1）令和3年度の名護市の一人当たり市民所得（204万円）（実績）と、令和13年度に291万円という値を基に必要な年平均増加額（約8.6万円）から推計。

（※2）令和4年度の名護市民所得（目標）、令和3年度の経済金融活性化関連産業の売上高（実績）、令和3年度名護市民所得に占める雇用者報酬及び企業所得の割合、令和3年度の名護市総生産に占める経済金融活性化関連産業の割合等を用いて、令和3年度から4年度にかけての経済金融活性化関連産業の売上増加目標を算出。その上で、経済金融活性化関連産業の付加価値額の対売上高比（令和3年経済センサス）、当該措置利用者の投資額と投資により増加した付加価値額の比等を用いて、令和4年度の経済金融活性化関連産業の設備投資額目標を算出。

（※3）沖縄県の「経済金融活性化実施状況報告書」より抜粋。

【中期アウトカム】

令和5年度に名護市の一人当たり市民所得222万円（※1）を達成するために、令和5年度に必要な経済金融活性化関連産業の売上高を543億円（※2）と設定したが、令和5年度の実績は649億円であった。

（※1）令和3年度の名護市の一人当たり市民所得（204万円）（実績）と、令和13年度に291万円という値を基に必要な年平均増加額（約8.6万円）から推計。

（※2）令和3年度の経済金融活性化関連産業の売上高（実績）、令和3年度の名護市民所得（実績）、令和3年度名護市民所得に占める雇用者報酬及び企業所得の割合、令和3年度の名護市総生産に占める経済金融活性化関連産業の割合等を用いて算出。

【長期アウトカム】

令和6年度の一人当たり市民所得は、目標値230万円に対して、実績は未確定である。なお、令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値増加分は約17億円であるところ、令和6年度の一人当たり市民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<p>○目標である令和4年度の設備投資額3.06億円に対し、実績は2.97億円である。</p> <p>○目標である令和4年度の新規立地企業数25社に対して、実績は15社である。</p> <p>(参考) なお、当該措置適用設備投資額の各年度の実績は、令和5年度8億円、令和6年度17億円である。</p>	<p>○目標である令和5年度の売上高543億円に対して、実績は649億円である。</p>	<p>○目標である令和6年度の一人当たり市民所得の実績は未確定である。</p>

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	<p>○コロナの拡大によって名護市の経済が落ち込み、事業者が設備投資や名護市への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じたものと考えられる。</p> <p>また、令和4年度から県知事認定制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追いついていないこと、及び制度の周知広報不足から申請件数が減少したことがあげられる。</p>	<p>—</p>	<p>○名護市市民所得の最新値データが令和4年度までであるため、現時点では実績値での検証ができない。</p>

③ 政策効果等	<p>○当該措置は、経済金融活性化関連産業の設備投資及び立地企業の増加、当該産業の売上高の増加に寄与していると認められ、また、一人当たり市民所得の増加への寄与も見込まれる。</p>
---------	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<p>○事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、事業者へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる当該措置が的確な手段である。</p>
---------------------------	--

⑤ 見直しの方向性	<p>○名護市を含む北部経済圏は未だ他圏域と比較し経済基盤が弱く、名護市の一人当たり市民所得も沖縄県の一人当たり県民所得と比べて低いことから、企業の投資誘発が必要であり、点検を踏まえても当該措置の意義は確認できた。したがって、制度の更なる周知広報を行いつつ当該措置を継続することは妥当と考える。また、県知事認定制度により取得できるデータも活用しながら、引き続き効果検証に努める。</p>
-----------	---